

開発局と魚類専門家会議との話し合いについての要望書（回答）

いただいたご意見について、天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議（以下「専門家会議」という）委員の意見を踏まえ、北海道開発局から下記のとおり回答します。

1.1.1 治水・・・サンルダムがあっても、開発局が掲げている目標流量水位が余裕高 1.5mを充たさない場所や堤防を越える場所があり、サンルダムだけでは洪水を防ぐことができません。またダムがあっても目標流量水位が計画高水位より高くなる場所があり、やはり洪水を防ぐことができません。ダムがある場合とない場合の水位差は、天塩川合流点付近を除けば一部 80 cmであるがほぼ 60 cmである。サンルダムは自然調節ダムなので、この低減効果が十分に発揮される可能性も高いとはいえません。このような僅かな水位低減効果に頼るより、堤防が未整備のところは整備し、計画高水位を超える場所があれば河道掘削などで水位を下げるのが、より安全な治水というべきです。経費の面でも、また何よりも環境保全のために、このような治水方策をなぜ採ることができないのか、以上のような私たちの懸念に対して明解な説明はありません。

これまで、天塩川流域委員会やホームページで説明しておりますが、天塩川水系河川整備計画において目標としている流量が現況の河道に流れてきた場合、既設の岩尾内ダムの洪水調節だけでは、計画高水位を超えて名寄市をはじめ広範囲にわたる浸水が想定されることから、河川改修とサンルダムや遊水地の組み合わせによる代替案を比較した上で、河川改修とサンルダムによる整備方式が総合的に有利と考えています。

なお、サンルダムは堤防の整備や河道の掘削等の河川整備とあいまって、洪水を調節することにより、ダム下流の名寄川及び名寄川合流後の天塩川に治水効果を発揮する施設であり、天塩川水系河川整備計画において目標としている洪水に対して、縦断的に水位低減効果を発揮します。

（参考）

天塩川水系河川整備計画（原案）に関する天塩川流域委員会からのご意見及び縦覧・意見募集期間内に寄せられたご意見についての北海道開発局の考え方（平成 19 年 8 月）

http://www.as.hkd.mlit.go.jp/teshio_kai/teshio/pdf/jyuraniken_think.pdf

1.1.2 利水・・・ダムによる「流水の正常な機能の維持」が掲げられていますが、これは主としてサケ類の遡上や降下の障害を取り除くことが目的です。しかし、名寄川で渇水時にそのような障害があると報告されていません。サクラマスは、魚類専門家会議でも報告されたように、渇水時には涸で待機し、降雨によって水量が増すと一気に遡上するように、生物は環境に適応しています。逆に、ダムにより流水を止めることが、水の停滞や土砂の堆積を引き起こして、流水の正常な機能を阻害しています。下川町と名寄市がダムから必要としている水道水量は微々たるもので、水の管理で十分ではないでしょうか。昨年の記録的渇水時にも水道水が不足したことはありませんでした。発電量は微々たるもので、ダムがあれば利用しようという程度で、必要不可欠なものではありません。

流水の正常な機能を維持するために必要な流量（以下「正常流量」という。）は、動植物の保護等を総合的に考慮した維持流量と利水流量の双方を満足させる流量です。河川の流量が正常流量を下回ること直ちにサケ・マスが生息できなくなるとは考えていませんが、河川管理者は流水の正常な機能の維持を図るため、その確保に努める必要があると考えています。

水道事業については、名寄市は平成 20 年度、下川町は平成 17 年度に事業再評価を行い、ダム事業に参画して新たな水道水を確保することが適切であると、それぞれにおいて判断しています。

発電については、ダム事業に参画する利水者が、投資効果を適切に判断し参画しているものです。なお、サンルダムで計画される年平均の発生発電量は約 5, 700 MWh であり、約 1, 700 世帯に供給可能な発電量に相当します。

1.1.3 環境・・・新河川法では、その目的に、治水と利水に加えて「河川環境の整備と保全」が掲げられ、3つの目的を同時に満足させることが求められています。サンルダムの河川環境保全に関してもっとも重視されることは、サクラマスの保全です。開発局および魚類専門家会議では、ダムを作ったのち、サクラマスへの影響を最小限にするという見解を明らかにしています。しかし、この考え方は流域委員会で認められたものではありません。また、開発局および魚類専門家会議はダム建設後にサクラマスが保全された過去の例を示すことができません。サンルダムが建設されれば、サンル川の豊富なサクラマス資源が枯渇する可能性が極めて高いと考えられます。

川辺川ダム問題では自然環境と治水・利水の両立について極限まで検討すべきということが提起され、ダムによらない治水が検討されることになりました。天塩川でも、治水・利水・環境の3つの視点から改めて、ダムによらない治水を検討すべきではないでしょうか。

天塩川水系河川整備計画は、治水・利水・環境のバランスを考慮した流域委員会における議論等を踏まえて作成されたものであり、サンルダム建設にあたってはサクラマスの生息環境への影響を最小限とすることについては、河川整備計画に明記されているところです。

1.2 サクラマス資源の保全の重要性とサンルダムによる資源評価の指摘に答えていない。北海道漁業にとって重要なサクラマス資源（中川昭一現財務大臣は農水大臣時代に述べている）への影響についてまったく論議していません。開発局の回答では、漁業等に十分配慮した上でダム建設を推進する考えを述べていますが、漁業等に十分配慮するという具体的内容がまったく論議されていません。サクラマスに詳しい委員も参加している魚類専門家会議でこの重要な問題を論議しないまま、本体工事の予算要求をするのでは、専門家会議の存在理由がないと考えるしかありません。

1.3 専門家会議は概算要求問題で責任を果たしていない・・・本体着工はダムを建設することを意味しており、サンルダムが建設によってサクラマスが保全されなくなる可能性をどのように考えるのかについて魚類専門家会議の見解を質問したのに、「専門家会議は予算を審議する場ではありません」と筋違いの回答ではまったく納得できません。

専門家会議の設立趣旨にあるとおり、本専門家会議では、天塩川流域全体でサクラマス等が継続的に再生産できる河川環境の改善に向け議論を深めております。

また、本専門家会議は天塩川水系全体の魚類等の生息環境保全及び移動の連続性確保、ならびにサンルダムの魚類対策について意見をいただく場であり、本体工事の予算要求について議論する場ではありません。

2. 天塩川流域委員と魚類専門家委員の選出基準

私たちは、開発局の受注業者と関係のある委員は開発局寄りの意見を述べる可能性が高く、委員構成が公正でないことについて見解を質しましたが、それについては適切な人選がなされたと述べるだけでした。また、魚類専門家会議の委員の肩書きは、受注業者との関連を示さないものを用いており、肩書き隠しといわざるをえません。

専門家会議は、天塩川流域における魚類等の生息環境の保全に向けた川づくり等について、魚類等に関する学識経験や知見を有する専門家の方々の意見を聴取することを設置目的としており、これを踏まえ、河川環境分野等の専門家として辻井達一氏に、魚道構造分野等の専門家として山田正氏、安田陽一氏及び妹尾優二氏に、魚類生態分野等の専門家として眞山紘氏、井上聰氏、栗倉輝彦氏及び石川清氏に専門家会議の委員を委嘱しています。

専門家会議の委員名簿においては、各委員の所属等として、これらの専門分野に関する各委員の経歴のうち、委員の委嘱に当たって重視したものを記載しています。

2.1 天塩川流域委員会

委員長、副委員長および治水専門家委員が開発局と縁の深いことが明らかにされました。委員長は、流域委員会と私たちとの話し合いを拒否しました。治水専門家は、北海道地方ダム等管理フォローアップ委員会委員として、二風谷ダム魚道が機能していることに同意しました。この委員会では、後述するように、「サクラマスは経年的に魚道により遡上、降下している」として、魚道の効果があったと評価しています。この委員会に提出された資料によれば、1日平均0.5尾遡上しているとしているので、6～10月の5ヶ月間を遡上期とすると75尾/年しか遡上しないこととなります。また、開発局の調査では魚道により降下したのはわずか1%にすぎず、大部分は発電経路などから降下したことが明らかとなっています。さらに、開発局の調査報告書では、二風谷ダムの上流でサクラマスによる産卵事例は報告されていません。このような事実を目をふさぎ、魚道の効果があったとする治水専門家の委員は、事実を科学的に見ることができず、開発局寄りの意見の持ち主と判断されます。このような委員が、治水問題で客観的な見解を出すことができるのか疑問を感じます。

3. サクラマス保全成功例

3.1 二風谷ダム魚道・・・開発局は、学識経験者からなる「北海道地方ダム等管理フォローアップ委員会」が、二風谷ダム魚道はサクラマスの遡上および降下の機能を確認したと述べています。

これは、私たちが成功例をあげるように要望したことへの回答ですので、二風谷ダムの魚道は成功したと述べているものと考えられます。しかし、2.1で述べましたように、サクラマス親魚の二風谷ダム魚道遡上数は少なく、降下についてはほとんどが発電水路を経由して、魚道を降下するのは1%に満たないことが報告されています。このことを反映して、ダム上流のヤマメ生息数はダム完成後に激減しています。二風谷ダムの魚道はサクラマス保全の成功例ではありません。それでも開発局が二風谷ダム魚道は成功したと回答するのであれば、そのことについての根拠を述べていただくことが必要です。

3.2 美利河ダム魚道・・・この魚道については検討中と述べるにとどまっています。したがって、美利河ダムは成功例ではありません。

北海道地方ダム等管理フォローアップ委員会については、同委員会の設立目的に沿って、適切な人選及び審議が行われたと認識しています。

沙流川水系二風谷ダムについては、北海道開発局において、サクラマスの遡上調査結果等により魚道の効果を調査しており、学識経験者からなる北海道地方ダム等管理フォローアップ委員会において、サクラマスの遡上については「経年的に遡上していることから、魚道は有効に機能し、魚種の資源維持に大きな役割を果たしているものと判断される」と、降下については「経年的に魚道により降下をしていることから、親魚は沙流川に回帰しているものと判断される」との評価について了承されています。これらを総合的に検討し、サクラマスの遡上及び降下の機能を確認しています。

また、ヤマメの生息密度の変化については、第6回専門家会議の参考資料 - 2「沙流川にお

けるヤマメ生息数の推移」

(http://www.as.hkd.mlit.go.jp/teshio_kai/gyorui/pdf/06gkaigi_s008.pdf)

でお示ししたとおり、様々な要因の影響が考えられることから、ヤマメの生育密度だけをもって魚道の役割を評価するべきものではないと考えています。

また、美利河ダムの魚道については、ダム流入河川において産卵床やサクラマス幼魚が確認されるなど、遡上・降下経路として利用されていることを確認していますが、今後も調査を継続し、専門家の意見を踏まえつつ必要な対策についても検討を進めることとしています。

2.2 魚類専門家委員

8名の委員中7名が開発局受注業者と関連が深いことが明らかにされました。委員の一人は、2.1で述べた北海道地方ダム等管理フォローアップ委員会委員も務めました。このような委員による会議が、サクラマス保全に科学的な評価を下せるのか疑問を感じます。

辻井座長は、私たちの要望に対して受け止める回答を寄せましたが、実際には何も対応していません。例えば、二風谷ダムのサクラマス保全対策の評価の審議要望に対して、要望として承ったと述べましたが、具体的には今後検討していくとのことで、いつ審議するのか不明です。何かを実行しようとするならば、既往資料を研究し、その上にたって計画を立てるのが基本です。ダムでサクラマスの魚道が作られたのは二風谷ダムだけです。その魚道の評価をせずに、直ちにサンル川の魚道試験を進めるのは調査研究のイロハを知らないと言っても過言ではありません。この点で、辻井座長は座長にふさわしくないと判断されます。また、このような対応を見ると、辻井座長が開発局と縁の深い人物であることと関係があると考えざるをえません。

専門家会議は、北海道開発局が検討する天塩川流域における魚類等の生息環境の保全に向けた川づくりのあり方等について審議するものであり、このような設置目的に沿って、適切な人選、審議が行われていると認識しています。

4. ダム建設とサクラマス保全策

専門家会議は、暫定水位運用を認める回答をしています。このことによって、魚類専門家会議は、ダム建設を前提にサクラマス対策を進めることを明らかにしたことになります。すなわち、最初にダムありき、で環境問題はそれを前提に考える、環境保全は主要な課題ではないことを示しています。

カワシンジュガイとコガタカワシンジュガイについても同様です。何ら根拠を示さずに、ダム建設によってダム下流の河床低下や泥化の変化が小さいと述べ、カワシンジュガイ類の保全は、ダム建設後に対応すると述べていることは、やはり最初にダムありき、という考えであることを示しています。ダム下流で河床低下や泥化が起きるのは、ダムで土砂が堆積して下流に流下しないからです。専門家会議が、サンルダム下流で河床低下や泥化が起きないと主張するならば、その根拠を示さなければなりません。

本専門家会議は、河川整備計画に基づき、天塩川流域全体における魚類等の生息環境保全及び移動の連続性確保、サンルダムの魚類対策について意見をいただく場であり、ダム建設の是非を議論する場ではありません。

カワシンジュガイ類の保全については、第8回専門家会議の資料 - 2

(http://www.as.hkd.mlit.go.jp/teshio_kai/gyorui/pdf/08gkaigi_s004.pdf)

でお示ししたとおり、ダム完成前から保全対策を実施する考えです。

ダム下流での河床低下と細粒化については、サンルダムと集水域の地質が類似している岩尾内ダムの下流について、周辺からの土砂供給が比較的少ないと考えられる剣淵川合流点までの区間における、河床材料、最深河床高の変化について整理しました。この区間では昭和の時代に砂利採取が行われていたほか、河道掘削や護岸などの河川工事が行われており、河床高の変化に影響を与えていることから、砂利採取が行われておらず、このような影響のない平成3・4年と平成13・16年の河道を比較しました。その結果、概ね安定傾向を示しています。河床材料については、岩尾内ダムが完成する前の昭和44年と平成8年を比較した結果、粗粒化している傾向は見られません。このことから、サンルダム下流においては、河床低下や河床材料の粗粒化などの変化は小さいと考えられます。

土砂流出の観点からすると、サンルダムの流域は、天塩川流域の中でも森林や地質の状態が良いため、流出する土砂の量は少ないと考えています。なお、ダム建設後もモニタリングを実施してまいります。

(『天塩川水系河川整備計画(原案)に関する天塩川流域委員会からのご意見及び縦覧・意見募集期間内に寄せられたご意見についての北海道開発局の考え方』P. 67参照。

http://www.as.hkd.mlit.go.jp/teshio_kai/teshio/pdf/jyuraniken_think.pdf)

5. 魚類専門家会議における審議

2.2 ですでに述べましたが、私たちはサンルダム建設を考えるにあたっては、既往資料をよく解析することが必要であるという視点から、二風谷ダム魚道の評価、サンル川のサクラマスの評価および美利河ダム魚道の評価を審議すべきことを要望し、辻井座長からそれを支持する回答をもらいました。今回の回答では、二風谷ダムと美利河ダムの魚道の調査結果を参考としつつサンルダム対策を検討するというものでしたが、実際には既往資料についての考えや評価が何も述べられないまま、魚道試験に突入しました。私たちの要望は無視されたことになり、研究者として真摯な回答をしない専門家会議の意義に疑問を感じます。

調査用魚道試験については、「第6回天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議のまとめについて」(http://www.as.hkd.mlit.go.jp/teshio_kai/gyorui/pdf/06gkaigi_s013.pdf)でお示ししたとおり、専門家会議の議論を踏まえ実施したものです。専門家会議においては、美利河ダムの調査結果や二風谷ダムの調査結果も参考にしつつ、これまでいただいたご意見も踏まえ審議を進めていただいております。

なお、二風谷ダムは沙流川の中流部に位置し、魚道はダム湖に直接遡上させる形式であること、美利河ダムについては、バイパス方式を用いていますが、ダム下流河川の流況がサンルダムと大きく異なることから、両ダムの調査結果をそのままサンルダムに適用することは適切ではないと考えています。

また、上記3.で回答したとおり、美利河ダムの魚道については、今後も調査を継続し、専門家の意見を踏まえつつ必要な対策についても検討を進めることとしています。

6. 開発局と私たちの話し合い

室蘭開発建設部は、寄せられた質問に答えるとともに、話し合いを続行しています。一方、旭川開発建設部は、一度住民説明会を実施しただけで、それ以外は一方向的な発言となる公聴会を行っただけです。今回の回答では、なぜ私たちとの話し合いに応じないのかの説明がありません。

行政としての説明責任を果たさない姿勢が明らかとなり、行政として許されないと考えられます。

室蘭開発建設部では、沙流川総合開発事業の実施を進めていくにあたって、地元の平取町と日高町において住民の方々を中心に工事等に関する説明を行っています。

また、天塩川水系河川整備計画策定にあたっては、流域8市町村で説明会を開催するとともに、公聴会・FAX等を通じて関係住民のご意見を伺い、いただいたご意見に対する北海道開発局の考え方を公表した上で、反映を行っています。

サンルダムについても基本計画の変更に伴い、平成20年6月に名寄市、下川町において住民の方々を中心に説明会を行っています。

今後、事業を進めて行く上で、必要な時期を判断し、適宜説明会を開催し説明責任を果たすよう努めてまいります。

7. 魚類専門家会議と私たちとの懇談会

文書質問と文書回答しか認めないという回答に驚きました。サクラマスの保全について開発局に意見を述べる研究者・専門家の立場・組織であれば、住民や自然保護団体の疑問に答えるのは基本ではないでしょうか。さらに、5 で述べたように、文書回答も私たちの要望を無視したのになっています。回答では、誤解が生じないよう文書で回答したい、と述べています。話し合いをして、その結果を誤解が生じないように文書にまとめるのが一般的です。話し合いをせずに、文書回答では誤解が生じないという説明はまったく理解しがたいものです。話し合いでは誤解が生じるとお考えなのでしょうか、お答え願いたいと思います。

これまでも要望書等で専門家会議に対してご意見を承っており、いただいた意見については十分検討したうえで会議の議論を進めており、また適宜回答しているところです。

専門家会議としては、具体的に文書でいただいた上で、誤解が生じないよう文書で回答したいと考えています。